

議会案第4号

寒河江市議会会議規則の一部改正について

上記のことについて、別紙のとおり寒河江市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和5年9月21日

提出者 議会運営委員会

委員長 荒木 春吉

寒河江市議会議長 柏倉 信一 殿

寒河江市議会会議規則の一部を改正する規則

寒河江市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第87条中「2人」を「3人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

不測の事態が発生した場合においても地方自治法123条第2項の要件を充足するため、所要の改正をしようとするものである。